

戦争裁判と国家主権の関わりについて

96K070 長島友美

はじめに

戦争を無くすことは古くから人間の悲願であった。戦争が起こると必ず残虐行為が行われ、多くの人々がその犠牲になってきた。今日では戦争の際に行われた残虐行為は違法とみなされ戦争犯罪といわれている。

しかし、このような残虐行為を意識的に国際社会で裁くという考え方は、実は古い歴史を持つわけではない。それは、未曾有の犠牲を出した第二次世界大戦の経験によって、戦争そのものが違法化されることで生まれたものである。戦後、戦争犯罪を裁く目的で史上初の国際裁判が行われた。国際軍事裁判、そして極東国際軍事裁判である。しかし、残虐行為を抑止するという理念とは裏腹に、これらの裁判は様々な問題を含んでいた。その問題とは、国際社会で最も重要である国家主権の問題である。1998年7月には戦争犯罪を常設的な機関で裁くために国際刑事裁判所条約が採択された。その中でも国家主権と国際法の対立が問題となっている。

この論文では過去の戦争裁判の経験と反省がどのようにして国際刑事裁判所の設立と運営につながるかを、国家主権と国際人道法の立場から検討していきたい。

第1章 戦争犯罪とは

戦争犯罪とは、「戦争」の際に行われた国際法上の違法行為のうち、狭義には第二次世界大戦から認められていたいわゆる戦時法規の違反で、行為者が敵国に捕らえられた場合に処罰されるものをさす。広義には狭義の戦争犯罪（通例の戦争犯罪ともいう）に国際軍事裁判所と極東国際軍事裁判所において認められた「平和に対する罪」と「人道に対する罪」を加えたものと理解されている。

狭義の戦争犯罪にあたるものとしては、軍隊構成員による交戦法規の違反である捕虜の虐待、毒ガス等の国際法上禁止された武器の使用、また文民による武力での敵対行為、スパイ行為、戦時反逆などがあげられる。

「平和に対する罪」とは、国際軍事裁判所条例第6条及び極東軍事裁判所条例第7条によれば、「侵略戦争、もしくは国際法、条約、協定または保障に違反する戦争の計画、準備、開始、実行、もしくは右行為のどれかを達成する為の共通の計画または共同謀議への参加」である。これらの罪は、第二次世界大戦後に初めて裁かれるべき重大な戦争犯罪として成立したものである。第二次世界大戦以前は戦争は法的に犯罪行為ではなく、国際連盟規約や不戦条約の成立時点でも、戦争に対する責任は国家の責任であり、一部の例外を除いて個人責任が追及されるることはほとんどなかった。

これと同様に「人道に対する罪」も第二次世界大戦後に確立した新しい戦争犯罪である。人道に対する罪とは国際軍事裁判所条例第6条及び極東国際軍事裁判所条例第7条前文によると、「戦争又は戦時中、一般市民に対して行われた殺害、絶滅的な大量殺人、奴隸化、強制的移動、そのほか非人道的行為、もしくは政治的、人種的又は宗教的（極東国際軍事裁判所条例には規

定なし) 理由に基づく迫害」である。この罪の犯罪性については、平和に対する罪と同様、罪刑法定主義の観点や裁判構成の面で問題を残している。しかし、今日では集団殺害の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）やアパルトヘイト罪の鎮圧及び処罰に関する条約、そして戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約などの成立により⁽¹⁾、人道に対する罪は個人責任を基本とした重大な戦争犯罪として、また、一般的な国際法上の犯罪として確立したといえる。

1. 国際法上の戦争

国際法上の戦争とは、国家間における紛争の処理ないし自国の意思に相手を従わせるために、当事国双方の軍事組織を用いて、相当期間における相当期間の武力闘争を行うことである。

第一次世界大戦後、初めての近代戦における甚大な被害の反省をふまえ、国際連盟が設立された。国際連盟規約第10条では「連盟各國の領土保全及び現在の政治的独立を尊重し、かつ外部の侵略に対してこれを擁護する事を（連盟国が）が約す」と規定した。これにより間接的にではあるが、侵略戦争を禁止した。

第二次世界大戦後、戦争における未曾有の被害の反省と、平和への誓いを背景として国際の平和と安全の維持のために、国際連合が設立された。国際連合憲章第2条4項では「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とし、侵略を目的とした戦争を違法化した。武力行使の一般的禁止を規定したのである。しかし自衛のための武力行使は禁止しておらず、問題を残すことになった。

2. 戦争犯罪の歴史的背景

（1）正戦論と無差別戦争観

中世から近世にかけての戦争は「正戦論」がとられ、戦争が遂行された。

中世ヨーロッパにおいて、封建領主であったカトリック教会では、多くの神学者が正戦論の立場から戦争の位置づけを試みていた。

その中でも代表的なのは、13世紀のトマス・アクィナスの『神学大全』である。そこでは戦争の三つの要因を挙げた。それは、君主のみが戦争宣言の資格を持つこと、戦争の原因が正当でなければならないこと、戦争は正しい意図で行わなければならないということである。このように正戦論では、正当要因を持つ君主側は罪ある敵に対して全てのことが許されると考えられていた。

しかし近世に入り、人々は1492年の「新世界」の発見以来、征服と植民の問題に直面した。絶対王政の中での植民地征服戦争などにおいて、正戦論にも変化が見られるようになった。スペインの法学者のビトリアは、トマスの正戦論の影響の下にあったが、無実の者を殺したり奴隸にすること、及び投降者を殺すことを否定した。さらにヨーロッパ三十年戦争において、グロチウスは『戦争と平和の法』で、戦争での残虐行為に対する考え方を緩和させようとした。なぜならばこの戦争において、戦争に対する抑制の欠如が見られたからである。彼は正戦論に依拠しつつも、自己の側に不正があるかもしれない「克服し得ない無知」の場合は、戦争は正当であると見なした。1648年、ウェストファリア条約を契機とするヨーロッパ国家体系の成立

は、中世のローマ法王や神聖ローマ帝国によるヨーロッパの統一関係を崩壊させ、近代国家を生み出した。これらの近代主権国家を規律する国際法では、主権者の行う戦争の正・不正を判定する上位者が存在しないことから、主権者の行うすべての戦争は国際法上合法と認めざるを得ないとする「無差別戦争観」が登場した。

さらに20世紀に入ってからは、1914年6月28日、第一次世界大戦が勃発した。この世界大戦は近代科学の利用によって戦争手段が飛躍的に発達した結果、戦争被害も増大した⁽²⁾。このため、戦場外や占領地域での一般住民の被害が目立つようになった。

従来の戦争法規が、このような戦争形態の変化に十分対応しきれないことも手伝って、それ以前の、主に二国間の古典的戦争では考えられないような、多くの戦争法・中立法違反行為が犯されることとなった。

第一次世界大戦までの国際法では、戦争を始めること自体を違法としたり、まして犯罪者としてその責任者を処罰する制度は存在しなかった。しかし、第一次世界大戦後は世界大戦の残酷さを非難し、戦争禁止を求める国際世論を背景にして、ペルサイユ平和条約第一編に入れられた国際連盟規約において戦争の禁止・制限が規定されるに至った。もっとも、連盟規約では、その前文に締約国が「戦争に訴えざるの義務を受諾し」とあるが、戦争を完全に違法化するまでは至らなかった。

この不完全な戦争違法化の規定に対して、ジュネーブ追加議定書、不戦条約においてそれを補完する試みがみられた⁽³⁾。そして、これらをふまえて戦時国際法を形成し、戦争犯罪を裁こうとする動きが見られるようになった⁽⁴⁾。すなわち、国際社会において戦争が一般に禁止され、また戦争に関わる人権を保護しようという動きがみられるようになったのである。これは一般に戦争を合法とみなしていた無差別戦争観に立つ、第一次世界大戦までの国際社会の秩序を逆転させたことになる。つまり戦争犯罪観の転換は、根本的には国際社会の法構造の転換を意味するのである。これは戦争犯罪の意味についても発想の転換ないし新たな発想をせまるものであった。

（2）戦争違法化への試み—新しい戦争犯罪観の登場—

第二次世界大戦では、第一次世界大戦の被害をはるかに超える未曾有の犠牲者が出了。その原因の中には、戦争手段の残酷化やいわゆる総力戦化の他に、特にドイツや日本の国内体制、戦争性格の侵略性もあげることができる⁽⁵⁾。

第二次世界大戦後、国際連盟時代の反省から、国際の平和と安全を維持するために国際連合が設立された。国連憲章第2条4項において、ようやく戦争が違法化された。初めて戦争の完全な違法化を明文化したことによる意義がある。ただしここでいう「戦争」は侵略戦争を指し、自衛のための武力行使は禁止していない。ここに現代正戦論の結実と戦争違法化の今日的到達がみられる。

国際社会での戦争観が変化すると、戦争犯罪観も変化を見せた。第二次世界大戦後、連合国側において、枢軸国の戦争犯罪人（侵略戦争に対する責任者を含む）を処罰することが決定された。従来の戦争犯罪、すなわち戦争の法規および慣例の違反による「通例の戦争犯罪」のほか、「平和に対する罪」「人道に対する罪」という新しい戦争犯罪類型が登場した。これは戦後の国連活動を中心とする国際法の展開の中で、単に戦勝国が作り上げたという概念以上に、普遍的で妥当な概念としてより明確になり、いっそう定着するようになった。

国連総会は「ニュルンベルグ裁判所条例によって認められた国際法の諸原則」を確認する決議（3〔I〕95〔I〕）を全会一致で採択した。1950年国際法委員会（ILC）の作成したいわゆるニュルンベルグ諸原則は、（a）平和に対する罪、（b）戦争犯罪、（c）人道に対する罪を国際法上の犯罪（crimes under international law）として処罰されるものとした（第6原則）。その後、ジュネーヴ諸条約、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書が中心となり、国際人道法が形成されていった^⑯。この新しい戦争観が人道法を形成し今日の戦争犯罪概念を生みだしたのである。

以後、戦争犯罪は、違法な戦争に訴えることや、市民や文民に対する侵害行為も含まれるようになつた。また、国際社会でもこれらを戦争犯罪として裁く制度が見られるようになった。さらに各国内法においても侵略戦争を禁止する条項を設けることが多くみられつつある。

今日ではポスト冷戦といわれる地域紛争や、コソボ紛争というように、新たな形での戦争問題が提起されている。今後このような問題に国際社会がどう対応し、またどのようにして平和的に解決するか、注目すべき点である。

第2章 国際法における戦争犯罪

1. 国際人道法とは

国際人道法（International humanitarian law）とは、「明らかに人権的特質を有する武力戦争の規則、すなわち人及び人に不可欠なものを保護する規則」と定義される^⑰。つまり、これは戦争に関わる人権を保護する法律である。国際人道法という名称が一般化したのは、赤十字国際委員会（CISR）と国連の協力のもとに開催された「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門会議（1971年）で正式に用いられてからである^⑱。内容はジュネーヴ諸条約とジュネーヴ諸条約第1追加議定書が中心となっている。

国際人道法という名称が採用されたのは、現代国際紛争において科学技術の軍事利用、および総力戦、ゲリラ戦状況の一般化による犠牲者の急速な増大、広範化と被害の残虐化が顕著になってきたためであった。この背景には、戦争の目的とされる敵国の意思をくじき、自國に屈服させることをこえ、しばしば基本的人権の一つである「生きる権利」を否定し、最後には人間の生存をも脅かしかねない、ということがある。国際人道法は、現代武力紛争の規範および事実的特徴から生み出された名称であるといえる。

2. 条約における戦争及び戦争犯罪の位置づけ

（1）セントペテルスブルグ宣言（1868年、当事国17ヶ国）

ロシア帝国政府の提唱に基づき、帝政ロシアの首都ペテルスブルグで署名された。これは最古の国際人道法ともいえるもので、初めて人道的立場を示した。本宣言は400グラム以下の爆発性物質又は燃焼物を詰めた発射物に使用することを禁止した宣言（実質的には条約）で、不必要的戦争被害の防止を目的とした。同宣言以後の戦争法法典化の過程で参考にされ、特にある兵器の許容性の基準や範囲について宣言前文が果たした役割は大きい。なお本宣言の署名国17ヶ国は一国（ペルシャ）を除きヨーロッパ諸国に限られ、アメリカは会議に参加せず、日本などアジア諸国もこれに参加していない。宣言前文の「文明諸国間の戦時における」使用禁止をめざすという表現は、当時の国際社会が、キリスト教を背景とするヨーロッパを中心とした文明国の関係のみを念頭においていたことを示している。

文明国の戦争の場合でも、この宣言の非締約国または非加入国が交戦諸国の一国として加われば、そのときから交戦国たる締約国又は加入国にもこの宣言が拘束力を失うという総加入条項が挿入されており、これが宣言の機会をいつそう狭めてきたといえる⁽⁹⁾。

（2）戦争放棄に関する条約（=不戦条約、1928年、当事国63ヵ国）

不戦条約はフランスのブリアン外相がアメリカのケロッグ国務長官に、両国間で戦争放棄の協定を結ぶことを提案したことに始まる⁽¹⁰⁾。この条約は第二次世界大戦までに当時の世界の大部分の国である63ヵ国加入を得ており、また別に1933年、これと同じ内容の「不侵略と調停に関する不戦条約（南アメリカ不戦条約）」がラテンアメリカ諸国間で結ばれている。そして、これらの条約は終期を決められていないので今日も有効な条約であって、そこに定められた内容は世界中の全ての国が承認したものであった。

不戦条約第1条では、国家の政策手段としての戦争を放棄することを、続く第2条では、一切の紛争は平和的手段によらないで解決を求めてはならないことを規定した。不戦条約の内容は実質的にこれだけである。これは国際連盟規約、国際連合憲章とともに戦争違法化を推進する画期的な条約であった。

しかし国際法上の立場からはいくつかの問題点がある。まず、「自衛権を留保する」との意向が示され、戦争の違法化とともに「自衛に基づく戦争」が国際法の歴史に登場するきっかけを作ったことが挙げられる。しかも自衛権の行使であるかを客観的に判断する機関がないので、戦争の合法・違法についてみずからが判断できるという可能性を残している点である⁽¹¹⁾。

次に国際連盟規約と同様、「戦争」という言葉が用いられたが、これは宣戦布告などの戦争意思表示がなされる場合の、狭義の（形式的意義の）戦争のみを指すと理解されている。そのため、この条約の成立後、国家はしばしば、その武力行使の際に「紛争」または「事変」という言葉を使い、不戦条約違反ではないとして、自国の行動を正当化しようとした。不戦条約は国際条約としての様々な批判を免れないが、連盟規約で成文化された戦争違法化の試みをいつそう前進させた点でその意義は評価されている。そして、この条約成立以後、「自衛のための武力行使は国際法上認められる」あるいは「侵略戦争は国際法違反の犯罪である」との観念が徐々に国家間に広まり、いくつかの国際法会議決議あるいは条約において確認されていった。

（3）ジェノサイド条約⁽¹²⁾（1948年、当事国120ヵ国）

第二次世界大戦後の国際軍事裁判で類型化された「人道に対する罪」を条約化したものである。この条約は戦時、平時を問わずジェノサイド（集団殺害）を国際法上の犯罪であるとして、その防止、処罰を義務づけている（第1条）。ジェノサイド条約第2条では集団殺害を次のように定義している。集団殺害とは、国民的・民族的・人種的・宗教的な集団の全部又は一部を破壊する目的をもって、a. 集団構成員を殺すこと、b. 集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的危害を加えること、c. 全部又は一部に肉体的破壊をもたらすことを意図する措置を課すこと、d. 集団内における出生を妨げることを意図する措置を課すこと、e. 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと、である。

第3条では、集団殺害の直接的行為者のほか、その共同謀議・教唆・共犯の各行為者も、また第4条では処罰者個人が国家元首、公務員、私人の如何を問わず、国内裁判所または国際刑事裁判所で審理・処罰される。（第6条）

本条約は他の戦争犯罪とは関係なく、人道に対する罪を国際犯罪として実定化し、かつ国際連合の重要原則である基本的人権の尊重を確保することを目的とする。国際法に基づいて個人を直接に処罰の対象とすることが予定されることには注目させられる。なお、わが国は未加入である。

(4) ジュネーヴ諸条約（1949年、4条約ともに当事国186カ国）

ジュネーヴ諸条約は次の4条約で構成されている。「戦地にある軍隊の傷者及び難船者の状態改善に関する条約」（第1条約）、「海上にある軍隊傷者、病者及び難船者の状態に関する条約」（第2条約）、「捕虜の待遇に関する条約」（第3条約）、「戦時に於ける文民の保護に関する条約」（第4条約）である。

総計429ヵ条に及ぶこれらの戦争犠牲者保護条約（以下ジュネーヴ諸条約という）は量的にも質的にも従来の赤十字条約や捕虜条約の改訂にとどまらず、さらに新しい性格と内容を戦争法の領域に注入した。そしてジュネーヴ諸条約は戦後の国際人道法の中心をなす存在となった。まず、それまで直接の規定対象とならなかった文民に一定の範囲で条約上保護が与えられた。このことは第二次世界大戦における文民犠牲の増大を直接の契機とするが、戦争法における保護対象カテゴリーの拡大に新たな視点を与え、同時に戦争法から人道法への発想転換の一つの契機を示すことになった。第2条約が難船者の保護を広げたことも第二次世界大戦の海戦における犠牲者を考慮に入れた結果といえる。

ジュネーヴ諸条約は、事実上の戦争にも明示的にその適用範囲を拡大することによって、戦争違法化のもとでおこなわれる武力紛争への適用の姿勢を示した。また内容規定からみても、第二次世界大戦時には従来の戦争法上適用困難とみられていた諸点に改善のあとがみられる。そのうち最も問題であった抵抗運動団体構成員の捕虜資格条件についても、捕虜条約中に一定の解決がもたらされた。

さらに注目すべき点は、これら4条約には、非国際武力紛争の場合に適用される共通条文（第3条）がおかれたことである。ここに内戦に妥当する固有の規則が、戦争法の長い歴史において初めて登場した。これは人道法への転換を象徴する現象ともみられる。こうして国際武力紛争と非国際武力紛争のそれぞれに適用される人道法の二分類の方式が採用されることとなった。

このようにジュネーヴ諸条約は第二次世界大戦の慣行を取り入れ、人道面に限ってはいるが戦争法一般の立法化を図った最初にして数少ない条約である。この条約以降、国際連合が武力紛争における国際人道法一般の充実に専念を寄せるにいたって、赤十字委員会との協力が加盟国に勧告されるようになり、ジュネーヴ追加議定書の成立を促進した。

(5) 戦争犯罪及び人道の罪に対する時効不適用に関する条約（1968年、当事国42カ国）

この条約は前文及び11ヵ条からなり、戦争犯罪及び人道に対する罪が国際法における最も重大な犯罪という認識の下に、これらの犯罪への時効不適用原則の確認とその普遍的適用の確保を目的としている。この時効不適用の傾向も、第二次世界大戦後に形成された新しい戦争犯罪観である。これは、その対象とする犯罪は時効の適用される国内犯罪とは基本的に異なる国際法上の犯罪とみなしていることの結果である⁽¹³⁾。

犯行時に関係なく時効不適用の対象となる犯罪は、a. ニュルンベルク国際軍事裁判所条例

で定義され、かつ国際連合総会議3(I)・95(I)で確認された戦争犯罪、特に1949年のジュネーヴ諸条約に列挙された「重大な違反」およびb.上記の条例・総会議決議で定義・確認された人道に対する罪、武力攻撃、占領による迫立て及びアパルトヘイト政策に基づく非人道的行為、ジェノサイド条約で定義された集団殺害罪である(時効不適用条約第1条)。締約国は犯罪人引き渡しを可能とし、また、時効不適用を確保するために必要な国内措置を確認しなければならない(時効不適用条約第3条、4条)。この条約はドイツにおける時効不適用によるこれらの犯罪の不处罚の防止を動機に作成されたが、ドイツは日本とともに原則上の理由からこれに署名せず、他方でこの処置にそった国内措置をとった⁽¹⁴⁾。

(6) ジュネーヴ追加議定書(1977年、第I追加議定書当事国134カ国、第II追加議定書125カ国)

ジュネーヴ追加議定書は非国際武力紛争について適用され、戦闘員傷病者・文民の保護、害敵手段の規制を目的とする。ジュネーヴ諸条約を補完し、ジュネーヴ諸条約の重大な違反行為を戦争犯罪として位置づけた(ジュネーヴ追加議定書第85条5項)。

この条約は第I追加議定書と第II追加議定書で構成されており、第I追加議定書は「国際武力紛争における犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約に対する追加議定書」という。102条と二つの付属書からなり、その構成はジュネーヴ諸条約に分けられていた対象をまとめ、さらには害敵手段・方法に関する規定も若干取り入れている。

第II追加議定書は「非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約に対する追加議定書」という。これは24条からなり、ジュネーヴ条約共通3条と比べて、一見大きな進展が見られる。今日多くの武力紛争が内戦の形をとっているため、この議定書に対する諸国(特に第三世界)の関心項目は会議の途中からかなり削られた。

追加議定書の確立した人道法は、ジュネーヴ諸条約に対する追加という形式をとりつつも、内容的には同条約の体制や枠を超え、ハーグ平和会議で採択されたハーグ諸条約を近年の武力紛争の慣行を踏まえて補正し、1949年のジュネーヴ諸条約を統合した現代の戦時国際法の意味を持つ。国際慣習法にまでは至っていないとはいえ、近年のゲリラの慣行や新たな害敵手段についての規定をおき、少なくとも関連する国際法分野の方向性を示すものとしての意義は十分にある⁽¹⁵⁾。なお、日本は未加入である。

(7) 国際刑事裁判所条約(=ICC条約、1998年、未発効)

大量虐殺や戦争犯罪に関わった個人を裁く国際刑事裁判所(ICC)の設立会議は1998年の総会で、条約案を賛成多数で採択した。これにより、二度の世界大戦や大量虐殺の歴史を経て、国際社会への重大犯罪に関与した個人を裁く初の常設機関が誕生することとなった。条約は60カ国の批准で発効する。

ICCの最大の目的は、司法制度が崩壊状態にある紛争地域や途上国での虐殺や非人道的行為を引き起こした行為者を摘発し、法廷に立たせることである。そのような犯罪を犯せば、国際社会から追放されること自体が犯罪の抑止力となると期待されている。

ICC条約は個人の刑事責任追及という目的から、対象犯罪、管轄権、刑法の一般原則、裁判所の構成、裁判手続、国際協力・司法補助といった実体的規定と手続的規定の双方を含む広範な分野に及ぶ13部128カ条からなる。対象となる犯罪は第5条1項において「国際社会全体

の関心事たる最も重大な犯罪」に対象を限定した。ジェノサイド（集団殺害）罪（the crimes of genocide）、人道に対する罪（crimes against humanity）、戦争犯罪（war crimes）、及び侵略の罪（the crimes of aggression）である。これらの犯罪はいわゆる犯罪中の犯罪（core crimes）として処罰対象とすべきものと広く考えられていた。一方、侵略に対する罪については、侵略の罪の定義及びICCが管轄権をこの犯罪につき行使する条件に関して外交会議で同意が得られなかつたため、扱われないこととなった。（同条2項）

また、条約には画期的な特徴がある。それは被害者への補償条項である⁽¹⁶⁾。これはニュルンベルク、東京裁判や、係争中の国際の旧ユーゴスラビア、ルワンダ両国際刑事裁判所戦争犯罪法廷でも取り入れられていない考え方である⁽¹⁷⁾。

国外で活動する自国兵士らの訴追を懸念するアメリカは協力姿勢を進める一方、採択では反対投票を投じ⁽¹⁸⁾、署名しない方針を示した。敵対国の政治的な告発により平和維持活動（PKO）などで世界各地に展開する兵士が被告となることを警戒しているからである。そのため、捜査、訴追に容疑者の国籍国や国連安全保障理事会の同意を必要とするよう強く要求している。国際紛争の解決にもっとも深く関わるアメリカの参加を欠くことで、ICCの有効性に重大な疑問が生じる結果となった。

1999年7月の批准状態をみてみると、設置採択から1年が経過しているが、署名は83カ国に達したもの、議会での批准を済ませた国はわずか4カ国（イタリア、セネガル、トリニダードトバゴ、サンマリノ）だけである。条約に署名した地域に差があるのも特徴である。最も多いのは人権問題に熱心なヨーロッパ（37カ国）でヨーロッパ連合15カ国も含まれている⁽¹⁹⁾。

コソボの悲劇を考えれば、国際刑事裁判所の設立が急務であることは明らかである。アメリカや日本は早く署名すべきであり、署名した国々も早急な批准が求められている。

3. 国際刑事裁判所について

前述のように、戦争における個人の責任の追及を目的とした国際刑事裁判所（International Criminal Court=ICC）が設立された。ここでは国際刑事裁判所条約を含め、国際刑事裁判所について具体的に検討することにする。

（1）条約設立までの経緯

今世紀の歴史は、輝かしい科学技術の発展の反面、それを利用した世界大戦に示されるように、大量殺戮という否定的な面で特徴づけられる。このような中で国際社会は、非人道的な組織的暴力の首謀者等を国際法上の犯罪者として、その責任を追及し続けてきた。そのため、古くは第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約に盛り込まれたドイツ皇帝の引き渡し条項⁽²⁰⁾、第二次世界大戦後のニュルンベルクおよび東京における軍事法廷は、国際法の歴史上画期的なものであった。

90年代に入ってからこの問題が動きはじめた背景には、第1に、冷戦構造が崩壊し、国連を中心とした国際機構による問題解決に期待が高まつたことである。第2に、頻発する地域紛争を前にしてその抜本的な予防のためには、紛争を起こした者に対する制裁が必要であるという認識が高まってきたことである。そして第3に、武力紛争が繰り返されると罪のない市民、特に女性や子供に対して攻撃が加えられることに対する市民の憤りが高まってきたこともあげられる。

その後、旧ユーゴにおける武力紛争の際の、民族浄化という集団殺害事実が明るみになるに従い、これらの残虐行為を行った者を国際法廷において処罰すべきだという強い世論が形成されていった。

この間、ILCは国連総会から国際刑事裁判所規程草案を優先的に取りあげるように要請されたが、主権国家の併存という国際社会の現状もあり、容易に準備は進まなかった。しかし、ヨーロッパの中・小国が主導権を握り、今回の国際刑事裁判所条約が採択されるに至ったのである。

(2) 組織

ICC本部はオランダのハーグに置かれる。構成は総括部、上訴部、予審部、検察局及び書記局から構成される（第34条）。裁判官は18名で⁽²¹⁾、任期は9年で再選は認められない。（第36条9項）統括部は裁判長並びに2名の副所長により構成され、裁判所の公正な運営を行う⁽²²⁾。（第38条）

次に裁判部の構成については上訴部は裁判所長と裁判官4名、公判部は6名を下回らない裁判官、予審部も6名を下回らない裁判官とする（第39条1項）。検察官、次席検察官の任期は9年で再選は認められない（第39条）。書記長の任期は5年、一度だけ再選が認められる⁽²³⁾。（第43条）

(3) 管轄

ICCが訴追、処罰できる犯罪は次の四つの犯罪中の犯罪（core crimes）に限定され（第5条1項）、ICCの締約国は加盟と同時に四つのコア犯罪について自動的にICCの管理を容認する。取り扱う犯罪は、ジェノサイド罪、人道に対する罪、通例の戦争犯罪、侵略罪⁽²⁴⁾である。このように紛争の中で放置できないような非人道的行為を「国際社会にとって深刻な犯罪」として罰するのが目的のため、麻薬やハイジャック等の一般的な刑事犯は対象にならない。

人的管轄については、国際的関心が集まる最も深刻な犯罪を行った個人を訴追と処罰の対象とする。（第1条）また時間的管轄は、ICCは条約が発効した後に発生した犯罪についてのみ管轄権を持つ（第11条1項）。非加盟国が受諾宣言をした場合を除き、中途で加盟した国については加盟後に発生した犯罪にのみ管轄権を持つ（第11条2項）。最後に補完性原則については、締約国の裁判所が国際犯罪に対する刑事管轄権を持つことを前提とし、被疑者を捜査・訴追する意思と能力をもつものと認められる限り、ICCは原則として管轄権を行使できることになっている。（前文、第1条後段）

(4) 手続き

裁判所が事件を受け付けるのは、内戦などで各国の司法制度が崩壊しているか、司法が正常に機能せず、公平な裁判が期待できない場合だけで、条約は各國政府の司法権を優先させている。また、人権も十分に保障される。原則として裁判は公開だが、例外として被害者、証人、被疑者の保護により非公開も可能である（68条1項）。欠席裁判も禁止であり、最高刑は終身刑となる。

ICCに事件をかけることができるるのは独自の捜査権限を持つ検事局、加盟国政府、および国連安全保障理事会の三者に限られている。しかし、安保理によって発動された事件は加盟国

の同意なしで進めることができる。特定の状況に対して安保理が ICCに付託すれば、ICCはこうした関係国の同意なしに、その状況での個人の犯罪について管轄権を持つことが可能であると ICC条約は定めている。

実際には国家主権が壁となる可能性が少くないだけに、いわばそれに優先する切り札となり得るものだ。しかし逆の見方をすれば、安保理の政治的判断なしに ICCが事件を取り扱うことは不可能になるということにもなりかねない。安保理にはまた、検事局の捜査を停止させる権限も与えられている。和平交渉を進めているときに、当事者が戦犯で訴追される可能性を心配して進まなくなるといった可能性を考慮したことだが、裁判所の独立性が完全に保障されているとはいいがたい。

4. 問題点

これだけ戦争や戦争犯罪に関わる条約を作り、戦争を違法化しても戦争はなくならない。なぜなら自衛権という存在があるからだ。自衛権の背景には国が他国から介入されない権利としての国家主権があり、それが侵されそうになる時に自衛権は発動される。自衛権の実際の行使は武力行使となるので、戦争はなくならない。国連憲章第2条4項は戦争を違法化したが、それは「侵略戦争」であって、「自衛戦争」を禁止していない。しかもこの両者を認定するのは非常に困難である。このような状況の中で、どれだけ国家主権を超えて個人を裁くことができるのかが問題である。条約を作っても、国際人道法の対極に位置するのが国家の主権であるため、実際に個人を裁くことは非常に困難である。そのため、現在の国際社会が人権侵害を国際関心事項としているにも関わらず、国際刑事裁判所条約が国内の議会で理解を得られないというのが実状である。

一方、国家主権の問題を乗り越えようとする機関が ICCである。常設的な戦争犯罪を扱う裁判所としての期待も大きい。しかし、ICCは国際刑事法に基づく国際公権力機構となるには土台の脆弱性がある。その理由は第1に、根本的な法律問題として、合意によってのみ拘束されることが建前の国際法特有の規範力が、国際社会の平和と安全を破壊する国際犯罪を国内刑法と同様に強制的に処罰できるかということである。刑法の強制の仕組みが国際条約という取引法に類似する手段を用いて有効に構築できるかが問題である。

第2に国際機構の普遍性の問題である。ICC条約は圧倒的多数で採択されたが、アメリカ、中国、インドなど21世紀に活躍が期待される重要な諸国が加わらなかった。このため、ICCは将来その機能や実効性に問題を残したといえる。

ICCは特に政治からの独立性という点では様々な条約上の不備を抱えて出発する。だが、ICCの問題は多くても、こうした犯罪を扱う常設の国際的な裁判所ができるということ自体が、各国政府に対しての圧力となりうる。また、国際世論を形成することにもつながるので、その存在意義は大きい。

第3章 事例研究

1. 二大軍事裁判

(1) 国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判、1945年～1946年）

第二次世界大戦におけるドイツの重大戦争犯罪人を処罰するために設けられた。裁判所はニュルンベルクに設置されたため、本裁判所による裁判はニュルンベルク裁判と呼ばれる。アメリ

カ、イギリス、フランス、ソ連間で結成された1945年8月8日の「国際軍事裁判所の設立に関する協定」（ロンドン協定）に基づいて設置され、付属の「国際軍事裁判所条例」（以下ニュルンベルク条例又は条例）に詳細な規定がおかれた⁽²⁵⁾。裁判所の管轄権は条例第6条で、「平和に対する罪」、「戦争犯罪」及び「人道に対する罪」を犯した者に及ぶとされた。

この裁判所はドイツの主要戦争犯人24名（うち1人は自殺、もう1名は病気で審理除外）を被告として、1945年11月20日に審理を開始し、46年9月30日と10月1日に判決を下した⁽²⁶⁾。そのほかの戦争犯人については、ドイツのアメリカ・イギリス・フランス管理ゾーンを始め、戦争被害を受けたヨーロッパの多くの諸国でその捜査、逮捕、訴追が行われた。特にアメリカ占領ゾーンでは、親ケースにあたるニュルンベルク判決を公式に知らしめ、履行するために軍事裁判所が設けられた。

他にナチス戦犯を裁いた国内裁判の例として、1960年から62年までのイスラエルで行われ、元ゲシュタポ責任者であったアイヒマンを裁いた「アイヒマン裁判」⁽²⁷⁾がある。この裁判は罪刑法定主義、裁判所の構成の点において問題がある。

（2）極東国際軍事裁判（東京裁判、1946年～1948年）

極東国際軍事裁判所は、連合国軍総司令官マッカーサーの公布した「極東国際軍事裁判所設置に関する命令」に基づいて設置された⁽²⁸⁾。極東国際軍事裁判所条例（以下極東条例）第5条では、ニュルンベルク条例の第6条と同じように、同裁判所の管轄権の及ぶものとして「平和に対する罪」、「人道に対する罪」、「通例の戦争犯罪」の3つをあげた。

日本の主要戦争犯人（A級戦犯ともいう）28名（うち2名は結審前に病死、1名は精神異常で審理から除外）を被告とし、1946年5月3日に審理開始、48年11月4～12日に判決が言い渡された。25名全員が有罪となった⁽²⁹⁾。また、そのほかの戦争犯人については、大戦中日本が占領した諸地域において、太平洋地域の米軍最高司令官の設置した軍事委員会やいくつかの国の代表からなる国際委員会で裁判が行われた（「山下裁判」もその一つである）⁽³⁰⁾。この裁判所もニュルンベルク裁判と同様に罪刑法定主義、裁判所の構成の点において問題が残された。

2. 近年の国際軍事裁判

（1）旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（1993年～）

1993年5月、国連安全保障理事会（以下安保理）は旧ユーゴスラビア紛争において、その領域内で行われた国際人道法に対する重大な違反を裁く旧ユーゴ国際刑事裁判所を設立することを決議した。ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の分裂の過程で発生した国際人道法の重大違反は「民族浄化（Ethnic Cleansing）」政策に象徴される大規模かつ組織的な異民族追放であり、非戦闘員である一般住民の集団を強制収容し、強姦し、強制退去させる複合犯罪が特徴とされる⁽³¹⁾。

この国際裁判所（以下旧ユーゴ国際裁判所と略称）の地位は、国連憲章第7章に基づく「強制措置」としての司法機関（憲章第41条）であり、しかも安保理の「補助機関」（同第29条）である⁽³²⁾。国際裁判所設立から97年7月までの4年間に、19件の起訴事実が確定し、起訴状に基づいて79人の被告人に逮捕状が発せられ、そのうち逮捕され身柄を国際裁判所拘置室に移送されたのはわずか8名であった。現在身柄拘束中の7名の被告人について裁判が進行している。それ以外の起訴案件については欠席裁判の禁止と独自の司法警察の欠如により、事実上審理は

停止状態である。

（2）ルワンダ国際刑事裁判所（1995年～）

ルワンダ内戦⁽³³⁾の際、人口700万人のうち、ツチ族一般住民（稳健派フツ族を含む）80万人が明確な意図の下にフツ族政府軍、民兵、一般住民によって暗殺された。結局内戦はルワンダ愛国戦線（R P F）が終結させた。政府およびR P Fは民族統一政権が樹立されたことを見届け、ようやく94年7月になって本格的な調査を事務総長に要請した。

ルワンダ国際刑事裁判所は、その法的地位は憲章第7章に基づく「強制措置」としての特設司法機関（憲章第41条）であり、かつ安保理の「補助機関」（同第29条）である。ただし司法機関の性質により安保理の政治的判断からは独立して機能するものとされる。また、強制的性質からルワンダ国際刑事裁判所の管轄権は、ルワンダ固有の属地的ならびに属人的管轄権に属する国際犯罪に介入することが認められた。さらに必要な場合はルワンダの刑事管轄権をルワンダ国際刑事裁判所に委譲させる権限（ルワンダ国際刑事裁判所規程第8条2項）が含まれる。

1997年12月現在、ルワンダ国際刑事裁判所は被告人33名のうち25名の身柄を拘束して公判に備えている⁽³⁴⁾。一方ルワンダ国内裁判所は、統治的基本法に基づく専門裁判廷で死刑を宣告した者のうち、22名の公開銃殺刑を98年4月24日国内数ヶ所で執行した⁽³⁵⁾。

3. 現在問題とされる事件

（1）元チリ大統領ピノチェト氏逮捕（1998年）

1998年10月18日、元チリ大統領ピノチェト氏が1970年代に起きたチリ軍政下での大量虐殺、拷問などの責任者としてイギリス警察に逮捕された。

元大統領の逮捕に関して、イギリス、スペイン、チリを交えての争いとなった⁽³⁶⁾。この事件は法的な手続き問題から、むしろ国際社会がこうした独裁者の裁きにどう取り組むべきか、という政治問題にまで発展した⁽³⁷⁾。

この事件では元国家元首を逮捕できるかどうかが論争になっていたが、元国家元首といえども免責されないという国際法の一つの解釈の流れを作った。この事件の問題点として、ICC条約の発効以前に、国家主権を超えて個人を処罰することができるかということがあげられる。

（2）ポルポト派を裁判にかけないことの決定（1999年）

1999年4月2日、ポルポト時代の大虐殺に関与したとして、タ・モク参謀総長らポルポト派幹部に対して、カンボジア系フランス人がパリ検事局に「人道に対する罪」で告訴した。告訴されたのは参謀長のほか、キー・サムファン元幹部会議長、イエン・サリ元副首相らである。

タ・モク参謀長の処遇をめぐっては、以前から国際社会の一部に国際法廷の設置を要求する声があった⁽³⁸⁾。こうした国際社会の動きに対して、カンボジアのソン・セン首相は、国内法廷で裁くとしていた。

しかし同年4月28日になり、カンボジア政府に投降したポルポト派を裁判にかける意思がないことを表明した。彼らを法廷に立たせることはカンボジアの国益にならないと判断し、裁判にかける意思がないことを明確にしたのである。このような措置をとったのは、国際社会がポルポト時代の大虐殺罪を裁く国際法廷の設置にこだわれば、カンボジアが再び混乱に陥る危険性があったためである。

(3) ミロシェビッチ・ユーゴスラビア大統領起訴（1999年）

国連の旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）は99年5月26日、ミロシェビッチ・ユーゴスラビア大統領をコソボでの残虐行為の疑いで起訴し、国際逮捕状を出したと表明した。コソボでのアルバニア系住民追い出しや虐殺、レイプなどの非人道的行為に密接に関連した疑いを固めたことで、起訴に踏み切ったとみられる。現役の国家元首が国際法廷に起訴されるのは初めてである。複雑な民族対立を中立の立場から裁くはずの旧ユーゴスラビア国際戦争法廷ではあるが、現実には北大西洋条約機構（NATO）の協力で「セルビア人の犯罪」を裁く立場となっている⁽³⁹⁾。

この事件はピノчетト氏逮捕と同様にICC条約の発効前なので、人道的観点から国家主権を超えて個人を裁くことができるのかが問題となった。

第4章 検討

1. 罪刑法定主義

二大軍事裁判は、国家機関たる地位にある者が行った戦争の計画・準備・遂行についてその個人責任を追及し、実際に処罰した最初のケースである。

罪刑法定主義は刑罰上の大原則である。その中で、刑罰不溯及の原則がある。これは行為時に犯罪でなかった行為は、その後の法律で遡って処罰することはできないということである。このため裁判を行い、侵略戦争を行った行為として犯罪を処罰するためには、侵略戦争が国際法上の違反であり、しかも確立していかなければならなかつた。しかし、二大軍事裁判は国際軍事裁判所条例、極東国際軍事裁判所条例に基づいて、裁判を行うために事後法で裁判を行つた。そのため二大軍事裁判は、裁判自体に問題があるとされる。

近年の国際刑事裁判である旧ユーゴ国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所もやはり、弁護側から罪刑法定主義に反するとの主張がなされている。常設的な国際刑事裁判所がない限り、戦争犯罪を取り扱う国際裁判には罪刑法定主義に関する問題が、常に伴うのである。これを解決するために、1998年採択された国際刑事裁判所条約（ICC条約）の批准の重要性を多くの国々が理解し、ICCを早期に設立することが現在の国際社会の急務である。

2. 法定手続上の問題

二大軍事裁判では戦勝国である連合国によって裁判が行われた。裁判官の選任、適用する法も戦勝国によってのみ作られた。

すなわち、敗戦国である枢軸国の戦争犯人だけが処罰されるため、この裁判は「勝者の裁き」といわれる。二大軍事裁判で適用された三つのカテゴリーの犯罪は全ての交戦国に等しく適用されるべき国際法違反の犯罪である以上、戦勝国側の行為にも適用されるべきものであつた。「平和に対する罪」、「人道に対する罪」は現実には枢軸国側の責任に限られたとしても、「通例の戦争犯罪」と連合国側の責任者や個人によって犯されたといえる。例えば、ソ連の対日宣戦布告やアメリカの原爆投下は戦争犯罪といえるものである。しかしこれら勝者側の罪を裁く国際裁判所は設立されなかつた。

また、裁判官の適格性をとってみても、東京裁判では11名（11名全てが戦勝国の国民である以上不適格）のうち5名は次の点でさらに適格性を欠いていた。彼らは、法廷に持ち出された事実に前もって関係していたり、必要な言葉がわからなかつたり、中には本来裁判官でなかつ

た者もいた。さらに公式の通訳も存在しなかった。これでは正式な裁判とはいがたい。わずかながら東京裁判でインドのパル検事が中立の立場で日本を擁護したことなどまる。

旧ユーゴ裁判は国連主導の下に、初めて中立の立場で戦争犯罪を裁いた。中立性の問題や裁判官の適格性など裁判所の構成については問題をクリアしたといえる。しかし、本当の責任は指導者にあるのに、現在審理が進んでいるのは指導者ではなくいわゆる下級兵士、つまり上官からの命令で違反を犯した人である。このため、いかに本来命令した人、戦争指導者を厳しく罰するのか、また戦争指導者の罪をどこまで科学的に立証できるかが課題である。その他にも旧ユーゴ裁判は欠席裁判を否定しているので審理が停滞気味となっている。どれだけ中立性を守り、かつ迅速に裁判を行うことができるのかがこれからの戦争裁判の課題である。

3. 国家主権との対立

国際裁判は各国の協力がなければ機能しない。二大軍事裁判は敗戦によって日本もドイツも国家主権が一時的に奪われていた状態であった。そのため問題を抱えながらも裁判は行われ、終了したのである。しかしこれは例外である。通常なら国家は主権を楯に裁判に応じない。なぜなら、例えば他国にとっては虐殺者だとしても、自国にとっては民族を解放した英雄という構図もあるからだ。ミロシェビッチが起訴されている背景にはこの問題がある。自国の英雄を、国際裁判で処罰されることを望む国民はいない。ましてやコソボのように多くの民族が混在する場合は当然であろう。

旧ユーゴ裁判でも、旧ユーゴ諸国の中で犯罪人の逮捕、執行に協力したのはボスニア政府のみで、他の諸国は協力を惜しんでいる。なぜならボスニア・セルビア人被告人（カラジッチを含む）の引き渡し義務を持つセルビア共和国ならびにボスニア・セルビア共和国は最初から国際裁判所の設立を認める意思がないからである。このような国々にいわゆる「大物被告人」が逃げ込んでいても、それらの国々が国家主権を主張し、内政不干渉といえばそこから先は進むことはできない。

最近問題とされているピノчет氏逮捕に対するチリの態度、及びボルボト派を国際法廷にかける意思がないフン・セン首相の態度からもわかるように、裁判によって国内が不安定になる要因を抱える国は、特に国家主権を楯に犯罪人の引き渡し拒否をする。これでは裁判が行えない。

国家主権の問題は深刻である。ICC条約が国内の議会で理解を得ることができないことが現状からみてもわかる。しかし今日の国際社会では戦争犯罪は国際関心事項であり、ピノчет氏やミロシェビッチ大統領起訴はそれを象徴している事件といえる。国際紛争だけでなく、内戦といった国内管轄事項の国際人道法の重大違反を国際関心事項であると認識することが重要である。そして国家主権という枠組みを超えて、違反を犯した個人を裁くことを理解してもらうことが急務である。

むすびにかえて

二大軍事裁判で個人を裁いても、戦争の抑止力にならなかったこと、また国際人道法に対極するのが国家主権であるため、いくら中立的な裁判所、第三国であってもうまく機能しないことが現実問題としてある。今日の紛争は、冷戦構造が崩壊し地域紛争という形で頻発化している。その上民族紛争の場合、戦争が終結していざ国際裁判となっても、国内の混乱を恐れるた

めに裁判にならない。ICC設立に向け、今後は内戦の際の法違反行為について国家主権をどのように乗り越え、裁判を行うかが問題となってくる。

戦争の制限、戦争の違法化、そして個人を裁く国際裁判と進展してきたように、戦争と戦争犯罪をとりまく歴史は確実に変化している。「国際社会」という主権国家の併存状態でここまで来るには大変な段階を経てきた。国家主権、政治的な独立性等、依然として問題を含んではいるが、戦争の裏にある国家主権や自衛権を一定程度まで制約できた点は評価できる。

そして、人権保護のためには国家主権が制約される場合があることの理解が必要である。国家主権よりも人権に関して、国際社会全体の利益を優先させる考え方が主流になってきたことを理解し、またそれを培う土壤も作らなければならない。ICCが戦争の抑止力となり、平和を実現して人権侵害をなくすためには私たちひとりひとりが、これらのことと心にとめておかなければならぬのである。

註

- (1) 第2章(2. 条約における戦争および戦争犯罪の位置づけ) 参照。
- (2) ドイツ軍が初めて毒ガス(塩素系ガス)を使用し、以後様々な種類の毒ガスを大量に使用した。この他に潜水艦の登場、航空機による爆撃が行われ、戦場外の被害が目立った。
- (3) 第2章(2. 条約における戦争および戦争犯罪の位置づけ) 参照。
- (4) 具体的にこの時期の戦争法に関する取り組みは、1922年「潜水艦及び毒ガスに関する五ヶ国条約」(ワシントン条約)でガス使用の一般的禁止に関する一条文を挿入した(未批准)。また、既に明文上一定の保護が与えられていた傷病兵、捕虜についても1929年「戦場における軍隊中の傷者及び病者の状態改善に関するジュネーヴ条約」及び「捕虜の状態改善に関するジュネーヴ条約」が作成され、当時の世界における圧倒的多数の批准、加入を得た(藤田久一『国際人道法』有信堂 1993年、24頁)。
- (5) これらの国々はすでに戦前においてナチズムや軍国主義が政治を支配し、戦争の契機にその体制を周辺諸国や勢力圏に持ち込もうとし、それが外国で様々な抵抗にあり、人間性無視の残虐行為が行われ、住民の被害が増大した(藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書、1999年、74頁)。
- (6) 第2章参照。
- (7) 国際人道法の概念には、人道的特質のメルクマールとするため、「人道」の意味や規則における人道的特質の有無の判断をめぐっては争いの生ずる余地がある(藤田久一『国際人道法』、2頁)。
- (8) 藤田久一同書、2頁。
- (9) 同宣言の規定が一般慣習法規則となっていないにしても、その加入条項は、慣習の効果により今日では廃止されたとみられる(藤田久一 同書、14、20頁)。
- (10) その後アメリカがこれを多数国間条約にすることを求め、日本・ドイツ・イタリア・フランスの4大国の賛成を得て、「戦争放棄に関する条約」として調印された(筒井若水『国際法辞典』有斐閣、1998年、220頁)。
- (11) なお、この条約にいう武力行使の例外として自衛戦争以外に国際連盟規約第16条に定める「制裁としての軍事的措置」、及びロカルノ条約の保障義務としてなされる武力行使があげられる。また、不戦条約に違反した国に対しての武力行使も違反にならない(小田滋・石本泰雄・寺沢一編『新版現代国際法』有斐閣、1986年、336~337頁)。
- (12) ジェノサイドとは第二次世界大戦中に当時アメリカ陸軍省顧問であったレムキンの造語である(藤田久一『戦争犯罪とは何か』、137頁)。

- (13) この条約は「平和に対する罪」には言及していないが、事務総長の研究「戦争犯罪及び人道に対する罪への時効不適用の問題」(E/CN.4/906)は、戦争犯罪を広義に解し、「平和に対する罪」もそれに含まれるとして、3カテゴリーの全てが時効にはその本来の性質上なじまないとしていた。しかしこの研究を検討した人権委員会第23会期では、これらの犯罪に対する時効不適用が現行の国際法規として認められるかについて見解が分かれた。
- (14) 東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ブルガリア、ソ連は法令で時効不適用を宣言または確認し、フランスは1964年に法律で人道に対する罪に対する時効不適用を定めた(藤田久一『国際人道法』、205頁)。
- (15) 「新規立法」的な内容も多く、民族解放戦争の経験からくる新興諸国の主張も多く取り入れられていることから、先進国には現時点での批准の意図を持たないものも少なくない(筒井若水前掲書、181頁)。
- (16) この条項では、裁判所は犯罪の被害者の要求に応じて裁判所が出す決定の中で、具体的な被害者認定をしたり、有罪とされた被告人個人に補償を命じたりすることも可能とされている(長峰安政「国際刑事裁判所規程の成立—成立に至る経緯及び同規程の概要を中心に」『ジュリスト』有斐閣、1998年12月号、33頁)。
- (17) 第3章事例研究2(近年の国際軍事裁判)参照。
- (18) アメリカをはじめ、反対は中国、イスラエル、ロシア、など7ヵ国、棄権は21ヵ国であった(小長谷和高『国際刑事裁判序説』尚学社、1999年、134頁)。
- (19) なお、ユーゴスラビアは署名していない。アフリカ(25ヵ国)、ラテンアメリカ(13ヵ国)である。アジアで署名したのはカザフスタンとタジキスタンの2ヵ国だけである。
- (20) 藤田久一『戦争犯罪とは何か』39頁。
- (21) 裁判官に求められる資質として徳望高く、自國で最高の司法官に任命される資格にあり、刑法および刑事手続法に精通し、判事、検事等の実務経験を有する者、また少なくとも5名は国際法の分野に優れたものとする(長峰安政 前掲論文、32頁)。
- (22) 裁判官の選挙は締約国会議の秘密投票で3分の2以上の多数決で行われ、世界の法体系、地理的均衡、性別の公平が配慮される(小長谷和高 前掲書、138頁)。
- (23) 檢察官、次席検察官、書記長は締約国会議の秘密投票で選出される(小長谷和高 前掲書、138頁)。
- (24) ただし侵略罪は今後その法的定義と裁判所による管轄権行使の条件が定められ、ICC規程の改正がなされるまではICCの対象犯罪から除外される(第5条2項)(真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪」『ジュリスト』有斐閣、1998年12月号、43頁)。
- (25) これに基づいて、裁判官はこの4ヵ国から選出された(筒井若水 前掲書、98頁)。
- (26) 10名に絞首刑、3名に無期禁固刑、2名に禁固20年、1名に禁固10年が課せられ、3名は無罪とされた。
- (27) 藤田久一『戦争犯罪とは何か』、184~186頁。
- (28) 裁判長はオーストリアのウェップであった。また検察官も同時に選出され、主席検察官キーナンは連合国最高司令官が任命した。キーナンは極東国際軍事裁判所条例も起草している。裁判官はアメリカ・イギリス・フランス・ソ連・オランダ・中国・オーストラリア・ニュージーランド・フィリピンの11ヵ国から1名ずつ選出された(筒井若水 前掲書、68頁)。
- (29) 東条英機など7名は絞首刑、16名は無期懲役、1名は禁固20~27年、1名は禁固7年が課せられた(藤田久一前掲書、7頁)。
- (30) 藤田久一前掲書、156~161頁。
- (31) 旧ユーゴスラビア連邦の分裂過程で発生したクロアチア内戦およびボスニア内戦において、セルビア人は当初旧ユーゴ連邦軍を派遣し、セルビア人勢力を支援していた。しかしボスニア内戦が激化すると、アメリカの主張により1992年以降、セルビアはボスニアから正式撤兵した。

その正式撤兵後に大規模かつ組織的な民族浄化が、ボスニア共和国のセルビア人勢力によってボスニアのイスラム系住民に対して行われた（国際連合広報センター『国際連合の基礎知識』世界の動き社、1997年、108～109頁）。

- (32) 二つの性格は互いに両立しないが、旧ユーゴ国際裁判所は、司法的補助機関の性質上安保理の政治的思慮から独立して機能するものとされる。また強制的措置の性格上、その時間的管轄権は旧ユーゴスラビア（以下旧ユーゴと略）領域における平和と安全の回復及び維持について行う安保理の決定に左右される特設性が明確にされている（小長谷和孝 前掲書、68頁）。
- (33) 1990年10月、ツツ族系ルワンダ政府と、ウガンダおよび北部ルワンダを拠点とするツツ族系のルワンダ愛国戦線（RPF）との軍隊の間で国内及び国境を越えての紛争が起り、散発的な戦闘が発生し、大規模な死傷者を出した（国際連合広報センター前掲書、46頁）。
- (34) 最初の公判は1997年1月アカイエス被告人に対して、97年3月ルダガンダ被告に対してそして97年4月、カイシェマ、ルジダナ両被告人に対してそれぞれ開始された（小長谷和孝 前掲書、127頁）。
- (35) その後98年7月無罪判決の容疑者の136名を赦免したが、死刑宣告は7月30日3名、8月9日12名、9月11日2名といったペースで進んでいる（小長谷和孝 前掲書、127頁）。
- (36) 引き渡し当事国のイギリス国内は二つの意見に分かれた。サッチャー元首相は1982年のフォークランド紛争の際に元大統領がイギリスの恩人であることを強調した。イギリスが、民主化に向けて歩むチリを混乱に招くおそれがあると表明し、また「友好国に対する恥ずべき振る舞い」として即時釈放を求めた。対してチリ側は「外交特権に対する侵犯」と抗議するとともに、元大統領の逮捕、裁判によって国内に混乱が起きかねないことを懸念し、イギリス側に理解を求めた。
さらに同年11月8日には元大統領は引き渡し要求と断固戦うとの声明を獄中から発表した。声明はチリが当時、アジェンデ社会主義政権下でインフレや法と秩序の崩壊でまひ状態であったとし、軍による政権奪取を正当化した。スペインなどの動きを正当性はないと非難、チリに帰国するため引き渡し要求には全力をあげて闘うと表明した。
99年4月15日、ストロー英内相は元大統領の引き渡し審査を再開する決定を下した。ブレア政権は、大統領の免責特権を認めないという司法裁判を追認したことになった。同年10月8日にはロンドンの刑事裁判所はスペイン政府が求めていた身柄の引き渡しを認める決定を下した。この決定に対しピノчет氏はチリに対する主権侵害である、との声明を発表した。
- (37) イギリスのストロー内相は2000年3月2日、ピノчет氏を、健康上の問題から裁判に耐えられないと判断し、釈放した。
- (38) この中で、日本は国内裁判を可能にする決議案「カンボジア人権決議案」をジュネーブの国連人権委員会に提出した。
- (39) このため、大物戦犯はフランス部隊管轄地域に安住していると非難する騒ぎもあった。

参考文献

- 藤田久一『国際人道法』有信堂、1993年。
- 筒井若水『国際法辞典』有斐閣、1998年。
- 中央大学国際関係法研究会・中央大学図書館訳『創立50周年記念国連年鑑特別号 国連半世紀の軌跡1945～1995』中央大学出版部、1997年。
- 藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書、1995年。
- 金子宏・平井宣夫『法学小事典 新版』有斐閣、1998年。
- 田畠茂二郎『国際法新講・上』東信堂、1997年。
- 国際連合広報センター『国際連合の基礎知識』世界の動き社、1997年。
- リチャード・H・マイニア著 安藤仁介訳『東京裁判一勝者の裁き』福村出版、1998年。

小長谷和高『国際刑事裁判所序説』尚学社、1999年。

藤田久一『国連法』東京大学出版会、1998年。

久保田洋『入門国際人権法（改訂）』信山社、1997年。

五十嵐武士・北岡伸一（編）『争論・東京裁判とは何だったのか』築地書館、1997年。

大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ 第四版』東信堂、1997年。

ジョゼフ・E・パーシコ著 白幡憲行訳『ニュルンベルク裁判（上・下）』原書房、1996年。

佐藤和男監修・終戦50周年国民委員会編『世界が裁く東京裁判』ジュピター出版、1996年。

田畠茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法（新版）』有信堂高文社、1987年。

經塚作太郎『現代国際法要論（補訂版）』中央大学出版部、1992年。

城戸正彦『戦争と国際法（改訂版）』嵯峨野書院、1996年。

小田滋・石本泰雄『解説条約集第8版』三省堂、1999年。

山本草二『国際刑事法』三省堂、1996年。

アジア民衆法廷準備会・編『問い合わせる東京裁判』緑風出版、1995年。

小堀桂一郎『再検証東京裁判～日本を駄目にした出発点』P H P出版、1996年。

『ジュリスト』1998年12月1日号、有斐閣（長峰安政「国際刑事裁判所規程の成立—成立に至る経緯及び同規定の概要を中心に」）、真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪」、松田誠「国際刑事裁判所の管轄権とその行使の条件」、山口幹生「国際刑事裁判所に対する国の司法上の協力について」）

今井直「国際関係における人権—歴史的展開」『国際問題』、No.473、1999年8月、財団法人日本国際問題研究所。

米本文秋「検証・コソボ紛争」、『世界』、1999年10月号（第666号）岩波書店。

新潟日報 98年7/18・19、10/18・19、10/26・27、10/30、11/1、11/10、99年4/4、4/16、4/27。

朝日新聞 98年7/19、10/23、12/22、99年5/28、00年3/3、3/4。

(卒論指導教員 福王 守)